

国立大学法人東京農工大学会計規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学会計規則(16経規則第5号)の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学会計規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経 規則第5号</p> <p>第1条～第17条 省略</p> <p>(収納金の預入れ)</p> <p>第18条 出納役は、収納した現金について、<u>領収の日を含めて3日以内(取引金融機関の休業日は除く。)</u>に取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、<u>領収金額が20万円に達するまでは、5日分の金額を取りまとめて取引金融機関に預け入れることができる。</u></p> <p>第19条～第48条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略(現行どおり)</p> <p>(収納金の預入れ)</p> <p>第18条 出納役は、収納した現金について、<u>領収の日又はその翌日(当該翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は1月2日、同月3日、5月31日、12月29日、同月30日若しくは同月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。)</u>に取引金融機関に預け入れなければならない。</p> <p>第19条～第48条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表第1 省略(現行どおり)</p>	

附 則(19経規則第6号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。